

発第8号

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理についての
意見書案について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

2012年(平成24年)6月19日

福山市議会議長 小林 茂裕 様

提出者 福山市議会議員 土屋 知紀

賛成者 福山市議会議員 村井 明美

” 高木 武志

” 河村 晃子

(別紙)

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理についての
意見書(案)

東日本大震災で発生した膨大な災害がれきをすみやかに処理することは、被災地の復興にとって最重要課題です。

それが進まない最大の原因は、事故を起こした東京電力福島第一原発から放出された放射性物質が被災県以外にも拡散し、がれきに放射性物質が含まれていることにあります。

放射能汚染された廃棄物の処理責任は、第一義的には東京電力と政府にあります。

そもそも、放射性物質は、封じ込め、拡散させないことが大原則であり、東日本大震災前は、国際基準に基づき、放射性セシウム濃度は、1kgあたり100ベクレル超の場合は、特別な管理下で、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込められてきました。

ところが政府は、この基準の80倍の1kgあたり8000ベクレルを、十分な説明も根拠も示さないまま、「広域処理」の基準にしています。

これは、政府の試算でも、作業員へ年間1ミリシーベルト近い被曝を容認するもので、一般廃棄物の放射線量としては、あまりにも高い数値です。

このようなことから、福山市では、昨年11月に、市長に対して、800人を超える瓦礫受け入れはしないよう要請する署名が提出され、今年4月には、広島県内の被爆者団体が、放射性物質の拡散があることを理由に、受け入れ反対を表明しています。

これらのことを踏まえ、国におかれましては、次の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望します。

1. 広域処理の今後の見直しについて

今般、災害廃棄物の推計量の見直しにより、広域処理の必要量が従来の4割減に修正されました。廃棄物の処理を全国の自治体に割り振り、責任を押し付けるあり方を改めること。

2. 放射線量基準の見直しについて

国においては、「暫定基準値」が高すぎる数値であることから、放射線量の基準と対策を、抜本的に見直し、基準を強化すること。

3. 「広域処分」の対象について

低線量内部被ばくの危険性を考慮すると、たとえ低線量であっても放射能に汚染された災害ガレキの移動、拡散は行うべきではありません。厳格で正確な測量に基づき、放射線量が「不検出」とされた災害ガレキのみ「広域処分」の対象とするよう、厳格に制限するよう、指針の見直しを行うこと。

4. 広域処理に係る財政支援について

災害廃棄物に係る財政支援を確実にを行うとともに、風評被害を含め、災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は、全て国が責任をもって対応すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2012年(平成24年)6月

福山市議会